## 審査基準整理票

処分名	景観整備機構の指定		
根拠法令名	景観法(平成16年法律第110号)		(条項) 第92条第1項
基準法令名	景観法		(条項) 第92条第1項
所管部署	都市計画部 都市計画課		
標準処理期間	3 0 日	法定処理期間	一 日
【審査基準】	<ul><li>・文書の名称【</li></ul>		1
	・掲載図書等【		1
	<ul><li>内容 ■全部記載</li></ul>	□一部・項目のみ記載	

景観法第92条第1項の「業務を適正かつ確実に行うことができると認められるもの」とは、 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 指定後の予定業務の内容が、本市の景観形成・保全の推進に資すること。
- (2) 法第93条に規定する業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な業務執行体制及び経済的基礎を有していること。
- (3) 法第95条第3項の規定により指定を取り消された者にあっては、その処分のあった日から2年以上経過していること。

## 参考

「根拠法令・基準法令]

景観法

第92条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法 第2条第2項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うこと ができると認められるものを、その申請により、景観整備機構(以下「機構」という。)として 指定することができる。

 $2\sim4$  略